

小値賀町と長崎短期大学との包括連携に関する協定書

小値賀町と長崎短期大学は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小値賀町と長崎短期大学が相互の資源を活用した連携を推進すること
とで、教育・研究機能の向上、地域社会・産業の発展及び人材の育成・交流に寄与
することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は次に掲げる事項について連携推進する。

- (1) 教育・研究に対する支援・協力に関すること。
- (2) 地域貢献・地域連携の取組みに関すること。
- (3) 人材の受入れ・育成・輩出に関すること。
- (4) 審議委員の派遣等、町政運営の協力に関すること。
- (5) その他本協定の目的を達成するために必要な事項。

2 前項に基づく連携の具体的内容については、両者の協議によりその都度定めるものと
する。

(有効期間)

第3条 本協定は、協定締結の日から発効し、両者のいずれかの申出に基づき、解消の合
意が成立した時に終了する。

(その他)

第4条 両者は、この協定内容を誠実に履行するものとし、この協定に定めのない事項又
は疑義が生じた事項については、その都度両者が協議して定めるものとする。

この協定書は2通作成し、両者署名のうえ、それぞれが1通を保有する。

令和6年11月12日

長崎短期大学

小値賀町

学長

安部 恵美子



町長

西村 久之

